

●香川県告示第524号

平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金及び支払命令金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、平成19年12月1日から施行し、改正後の規定は、同月分以後に係る費用徴収について適用する。

平成19年11月9日

香川県知事 真鍋武紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線に示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2 (2の(1)関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表のD 1～14階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、<u>所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）</u>による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項、<u>第41条の2並びに第41条の19の2第1項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）<u>児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者自立支援法附則第22</u></p>	<p>別表第2 (2の(1)関係)</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表のD 1～14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項<u>並びに第41条の2</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合は、この表にかかわらず、当該世帯に係る徴収する費用の額は0円とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11に定める施設訓練等支援費の受給者を除く。）のいる世帯（次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。）</p>

条の特定旧法受給者を除く。) のいる世帯(次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。)

ア～ウ 略

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 略

7 同一世帯から2人以上の児童等が、同時にこの表の適用を受けている場合は、当該月の徴収基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、当該施設のこの表の徴収基準額(5の適用後の徴収基準額を含む。)に0.1を乗じて得た額を当該児童等の徴収する費用の額とする。

ただし、平成19年12月1日以降において、児童の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「児童入所施設に係る徴収基準額+児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくはこの表に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収する費用の額は0円とする。なお、ここでいう「児童入所施設」とは児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、里親をいう。

8・9 略

ア～ウ 略

(4) 略

7 同一世帯から2人以上の児童等が、同時にこの表の適用を受けている場合は、当該月の徴収基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、当該施設のこの表の徴収基準額(5の適用後の徴収基準額を含む。)に0.1を乗じて得た額を当該児童等の徴収する費用の額とする。

8・9 略